

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月15日（令和4年（行情）諮問第218号）

答申日：令和4年11月2日（令和4年度（行情）答申第311号）

事件名：行政文書ファイル「平成27年度 宿舎設置計画等決裁文書」につづ
られている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる35文書（以下、順に「文書1」ないし「文書35」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け防官文第5212号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

(5) 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月8日付け防官文第3789号により、文書1の案文の1枚目のみ（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和3年3月26日付け防官文第5212号により、文書1の案文の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書35について、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室（以下「宿舍企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現

では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

(5) 審査請求人は、「開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。」として、複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求めるが、当該主張は、開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年9月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求

めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成27年度 宿舎設置計画等決裁文書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2015年度，大分類：宿舎，中分類：宿舎管理，名称（小分類）：平成27年度 宿舎設置計画等決裁文書）である。原処分を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（3）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、先行開示文書及び文書1ないし文書35（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種類」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められ、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4（4）及び上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

- (1) 別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名、官職等及び印影が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別表の番号3に掲げる不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵

入・破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表の番号4に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織編成、通信システム、教育訓練、装備品、防衛力の整備、施設の構造及び規模等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢、指揮統制要領、能力・練度、装備品の質的能力、防衛体制等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別表の番号5に掲げる不開示部分には、特定法人の社員の氏名及び印影が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別表の番号6に掲げる不開示部分には、特定法人の印影が記載されていると認められる。

当該法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、当該法人において、これを公にしていることをうかがわせる事情もない。

そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

| | |
|----------|--------------------|
| 管理簿 | 新管理簿 |
| 作成・取得年度等 | 2015年度 |
| 府省名 | 防衛省本省 |
| 大分類 | 宿舎 |
| 中分類 | 宿舎管理 |
| 名称(小分類) | 平成27年度 宿舎設置計画等決裁文書 |

2 (本件対象文書)

- 文書1 国家公務員宿舎法施行令第5条第1項の規定に基づく宿舎事務の委任に係る協議について(防人厚第6464号。27.4.10)
(案文の1枚目を除く。)
- 文書2 「庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定の調整について」通達等の改正について(通知)(防経施第4061号。27.3.17)
- 文書3 国家公務員宿舎法施行令第5条第1項の規定に基づく宿舎事務の委任に係る協議について(財理第2107号。27.4.28)
- 文書4 平成27年度住宅事情調査票及び宿舎退去状況等調査の提出について(27.5.18付)
- 文書5 昭和49年2月23日付蔵理第351号「国家公務員等の住宅事情調査について」通達の一部改正について(通知)(防人厚第8443号。27.5.22)
- 文書6 翌々年度整備予定事案(平成28年度)に係る審査意見について(通知)(防人厚第8444号。27.5.22)
- 文書7 官庁営繕関係基準類等の統一基準の改定について(通知)(防経設第6186号。27.4.7)
- 文書8 平成27年度宿舎設置計画について(防人厚第9515号。27.6.12)
- 文書9 水道統計調査について(回答)(27.8.3付)
- 文書10 平成28年度宿舎設置計画掲上要求予定調書について(防人厚第12578号。27.8.12)
- 文書11 「国家公務員宿舎法第4条第2項宿舎の設置計画に関する事務について」通達の改正について(通知)(防人厚第14433号。27.9.17)
- 文書12 国家公務員宿舎法施行令第5条第1項の規定に基づく宿舎事務の委任に係る協議について(防人厚第14466号。27.9.17)
- 文書13 宿舎関係通達の一部改正について(財理第4018号。27.

9. 25)

- 文書14 宿舎関係通達の一部改正について（通知）（防人厚第16441号。27. 10. 19）
- 文書15 中期整備予定事案について（27. 10. 6付）
- 文書16 中期整備予定事案について（回答）（27. 11. 5付）
- 文書17 「国家公務員宿舎法施行令第16条かっこ書きに規定する財務大臣が定める場合の取扱いについて」通達の一部改正について（財理第4735号。27. 12. 1）
- 文書18 「国家公務員宿舎法施行令第16条かっこ書きに規定する財務大臣が定める場合の取扱いについて」通達の一部改正について（通知）（防人厚第19167号。27. 12. 7）
- 文書19 平成28年度庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定事案に係る審査結果について（通知）（防整整第19355号。27. 12. 8）
- 文書20 平成28年度庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定事案に係る審査結果について（通知）（防人厚第19414号。27. 12. 9）
- 文書21 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）の解説について（通知）（防整施第82号。28. 1. 6）
- 文書22 「特別借受宿舎等増減見込」の作成について（依頼）（事務連絡管第7号。28. 1. 6）
- 文書23 「特別借受宿舎増減見込」の作成について（回答）（28. 1. 26付）
- 文書24 国家公務員宿舎法施行令等の改正に伴う宿舎関係通達の一部改正について（財理第240号。28. 1. 22）
- 文書25 国家公務員宿舎法施行令等の改正に伴う宿舎関係通達の一部改正について（通知）（防人厚第1269号。28. 1. 27）
- 文書26 PFI推進チーム長等について（通知）（防整施第2175号。28. 2. 15）
- 文書27 「国家公務員宿舎法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達の一部改正について（財理第348号。28. 2. 4）
- 文書28 「国家公務員宿舎法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達の一部改正について（通知）（防人厚第2277号。28. 2. 16）
- 文書29 平成28年度宿舎設置計画掲上要求について（防人厚第2477号。28. 2. 19）
- 文書30 特別借受宿舎の買取りについて（共済連本管第89号。28.

2. 25) 他9件
- 文書31 特別借受宿舎の買取りについて（防人厚第2262号。28. 2. 15）他10件
- 文書32 「庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定の調整について」通達等の改正について（通知）（防整整第4286号。28. 3. 11）
- 文書33 「国家公務員宿舎法第4条第2項第2号の規定に基づく指定について」通達の一部改正について（財理第968号。28. 3. 18）
- 文書34 「地方公共団体における家庭的保育事業等の実施のための国家公務員宿舎の活用について」通達の一部改正について（財理第1095号。28. 3. 29）
- 文書35 「地方公共団体における家庭的保育事業等の実施のための国家公務員宿舎の活用について」通達の一部改正について（通知）（防人厚第7222号。28. 3. 31）

別表（不開示とした部分及び理由）

| 番号 | 文書番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 | |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 文書1 | 1枚目及び3枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。） | 個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。 | |
| | 文書4 | 1枚目及び37枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書5 | 1枚目の一部（内線番号を除く。） | | |
| | 文書6 | 1枚目の一部（連絡先を除く。） | | |
| | 文書8 | 文書9 | | 1枚目の一部（内線番号を除く。） |
| | | | | 同上 |
| | | | | 8枚目の一部（FAX番号，メールアドレス及び内線番号を除く。） |
| | 文書10 | 文書10 | | 10枚目の一部（メールアドレスを除く。） |
| | | | | 1枚目の一部（連絡先を除く。） |
| | 文書11，文書12及び文書14 | 文書15 | | 133枚目の一部（内線番号を除く。） |
| | | | | 1枚目の一部（連絡先を除く。） |
| | 文書16，文書18，文書20，文書23，文書25及び | 文書15 | | 2枚目の一部（メールアドレスを除く。） |
| 1枚目の一部（連絡先を除く。） | | | | |

| | | | |
|--------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| | 文書 2 8 | | |
| | 文書 2 9 | 1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。） | |
| | 文書 3 1 | 1 枚目の一部（連絡先を除く。） | |
| 2 | 文書 1 | 1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ内線番号 | 国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。 |
| | 文書 4 | 1 枚目及び 3 7 枚目のそれぞれ内線番号 | |
| | 文書 5 | 1 枚目の内線番号 | |
| | 文書 6 | 1 枚目の連絡先 | |
| | 文書 8 | 1 枚目の内線番号 | |
| | 文書 9 | 同上 | |
| | | 6 枚目の電話番号及び F A X 番号のそれぞれ一部並びにメールアドレス | |
| | | 8 枚目の F A X 番号，メールアドレス及び内線番号 | |
| | | 1 0 枚目のメールアドレス | |
| | 文書 1 0 | 1 枚目の連絡先 | |
| | | 1 3 3 枚目の内線番号 | |
| | 文 書 1 1，文書 1 2 及び文書 1 4 | 1 枚目の連絡先 | |
| | 文書 1 5 | 2 枚目のメールアドレス | |
| 文 書 1 6，文書 1 8，文書 2 0，文書 2 3，文書 2 5，文書 2 8，文書 2 9 及び文書 | 1 枚目の連絡先 | | |

| | | | |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 3 1 | | |
| 3 | 文書 6 | 5 枚目及び 3 2 枚目ないし 3 6 枚目のそれぞれ一部 | <p>公務員宿舎の所在等に関する情報であり，これを公にすることにより，当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害，当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから，法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。</p> |
| | 文書 9 | 3 枚目の一部 | |
| | 文書 1 0 | 7 枚目ないし 1 2 枚目， 1 4 枚目ないし 2 2 枚目， 9 4 枚目ないし 9 8 枚目， 1 0 1 枚目及び 1 0 2 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 1 6 | 6 枚目， 8 枚目ないし 1 1 枚目， 1 3 枚目ないし 1 6 枚目， 1 8 枚目， 2 0 枚目， 2 1 枚目， 2 4 枚目， 2 5 枚目， 2 7 枚目ないし 3 1 枚目， 3 4 枚目ないし 4 0 枚目， 4 3 枚目ないし 4 5 枚目， 4 7 枚目及び 5 2 枚目ないし 6 0 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 2 2 | 4 枚目の一部 | |
| | 文書 2 9 | 1 0 枚目ないし 1 3 枚目， 1 5 枚目ないし 2 2 枚目， 2 9 枚目， 3 0 枚目及び 4 5 枚目ないし 8 4 枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書 3 0 | 1 枚目ないし 1 0 枚目のそれぞれ一部（文書の発簡者の印影を除く。） | |
| | 文書 3 1 | 5 枚目， 7 枚目， 9 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目， 1 5 枚目， 1 7 枚目， 1 9 枚目， 2 1 枚目， 2 3 枚目， 2 6 枚目ないし 3 5 枚目， 3 7 枚目， 3 9 枚目， 4 1 枚目， 4 3 枚目， 4 5 枚目， 4 7 枚目， 4 9 枚目， 5 1 枚目， 5 3 枚目及び 5 | |

| | | | |
|---|------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 5枚目のそれぞれ一部（26枚目ないし35枚目のそれぞれ文書の発簡者の印影を除く。） | |
| 4 | 文書6 | 9枚目ないし31枚目のそれぞれ一部 | 自衛隊の組織編成，通信システム，教育訓練，装備品，防衛力の整備，施設の構造，規模等に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢，指揮統制要領，能力・練度，装備品の質的能力，防衛体制等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書19 | 3枚目ないし9枚目のそれぞれ一部 | |
| | 文書20 | 8枚目ないし14枚目のそれぞれ一部 | |
| 5 | 文書22 | 1枚目の一部 | 個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。 |
| | 文書23 | 8枚目の一部 | |
| 6 | 文書30 | 1枚目から10枚目のそれぞれ文書の発簡者の印影 | 法人等に関する情報であり，公にすることにより，法人その他の団体の権利利益及び正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するため不開示とし |
| | 文書31 | 26枚目ないし35枚目のそれぞれ文書の発簡者の印影 | |

| | | | |
|--|--|--|----|
| | | | た。 |
|--|--|--|----|